

令和6年2月15日

自由民主党 御中

森・濱田松本法律事務所

弁護士 山内 洋嗣



東京八丁堀法律事務所

弁護士 工藤 洋治



聴き取り調査に関する報告書

第1 調査の体制及び内容

1 調査の体制

自由民主党（以下「**自民党**」という。）は、同党内の複数の派閥及び多数の同党所属国会議員¹が政治資金収支報告書（以下「**収支報告書**」という。）を訂正するに至った問題（以下「**本件**」という。）に関し、森山裕衆議院議員を座長とする調査チーム（以下「**本調査チーム**」という。）を立ち上げた。

本調査チームは、座長である森山裕衆議院議員、渡海紀三朗衆議院議員、小淵優子衆議院議員、梶山弘志衆議院議員、松山政司参議院議員及び福岡資麿参議院議員の6名で構成され、令和6年2月2日から同月8日の間、**後記第1の2**で示す自民党所属議員ら91名に対する聴き取り調査（以下「**本聴き取り調査**」という。）を行った。

また、本調査チームは、本聴き取り調査に際して、その客観性を担保するため、令和6年2月1日、外部の弁護士である森・濱田松本法律事務所及び東京八丁堀法律事務所の7名（弁護士新井朗司、弁護士今泉憲人、弁護士金山貴昭、弁護士工藤洋治、弁護士田尻佳菜子、弁護士山内洋嗣、弁護士横田真一郎であり、以下「**当職ら**」という。）に対し、聴き取りへの参加を要請し、当職らは、本聴き取り調査に参加した。

本聴き取り調査の方式は、各対象者に対し、本調査チームの6名の議員のうち2名が行い²、そこに弁護士1名又は2名が必ず参加する方式で行われた。

本報告書は、当職らが参加した本聴き取り調査の結果をまとめた報告書である。

¹ 以下では単に「**議員**」と呼称する場合がある。

² 僅かながら、やむを得ず議員が1名となる場合があった。

2 聴き取り調査の対象者

本聴き取り調査の対象とされたのは、①現在自民党に所属する現職議員 82 名³及び②現職議員ではない選挙区支部長（以下「支部長」という。）3 名⁴、並びに③自民党の 8 つの派閥・グループ⁵の代表者又は事務総長 8 名⁶である。延べ数は 93 名（82 名+3 名+8 名）であるが、現職の議員と派閥・グループの代表者又は事務総長には 2 名の重複があるため、実際の対象者は合計 91 名である（以下「聴き取り対象者」という。）。

■ 現職の議員 82 名及び支部長 3 名の 85 名（派閥内訳：清和政策研究会 79 名、志帥会 6 名）⁷

(50 音順)

青山周平氏	赤池誠章氏	石井正弘氏	石田昌宏氏	稲田朋美氏
井上義行氏	井原巧氏	今村洋史氏	上杉謙太郎氏	上野通子氏
江島潔氏	衛藤晟一氏	衛藤征士郎氏	大塚拓氏	太田房江氏
岡田直樹氏	小田原潔氏	越智隆雄氏	尾身朝子氏	加田裕之氏
加藤竜祥氏	加納陽之助氏	亀岡偉民氏	菅家一郎氏	北村経夫氏
木村次郎氏	小森卓郎氏	酒井庸行氏	佐々木紀氏	佐藤啓氏
塩谷立氏	柴山昌彦氏	下村博文氏	末松信介氏	杉田水脈氏
鈴木英敬氏	鈴木淳司氏	関芳弘氏	世耕弘成氏	高木毅氏
高鳥修一氏	高橋はるみ氏	武田良太氏	谷川とむ氏	田畑裕明氏
中根一幸氏	長峯誠氏	中山泰秀氏	二階俊博氏	西田昌司氏
西村明宏氏	西村康稔氏	根本幸典氏	野上浩太郎氏	萩生田光一氏
橋本聖子氏	羽生田俊氏	林幹雄氏	平沢勝栄氏	福田達夫氏
藤原崇氏	細田健一氏	堀井巖氏	堀井学氏	松川るい氏

³ かかる現職の議員 82 名は、本件に伴って清和政策研究会及び志帥会が訂正した令和 2 年から令和 4 年の収支報告書において寄附先として追記した政治団体の代表者のうち、現在自民党に所属する議員という観点から選定された（ただし、訂正金額が 5 万円未満であったために派閥が訂正した収支報告書において寄附先として追記されていない政治団体の代表者ではあるが、訂正の事実が判明した者も含まれる。）とのことである。

⁴ かかる支部長 3 名は、本件に伴って清和政策研究会及び志帥会が訂正した令和 2 年から令和 4 年の収支報告書において寄附先として追記した政治団体の代表者のうち、現在自民党に所属しており、かつ現職議員ではない支部長である者という観点から選定されたとのことである。

⁵ 8 つの派閥・グループのうち、6 つの派閥・グループは、本日時点で解散を決定しているが、以下では解散の決定の有無を問わず、「派閥」や「派閥・グループ」と呼ぶこととする。

⁶ 派閥・グループの代表者又は事務総長 8 名には、解散を決定した時点でその立場・役職にあった者が含まれている。以下同じ。

⁷ なお、このうち 5 名については、回答を補足するため等の目的で秘書が同席した。

松野博一氏	丸川珠代氏	三ッ林裕巳氏	宮内秀樹氏	宮澤博行氏
宮下一郎氏	宮本周司氏	宗清皇一氏	森まさこ氏 ⁸	築和生氏
山崎正昭氏	山田宏氏	山田美樹氏	山谷えり子氏	山本順三氏
義家弘介氏	吉川ゆうみ氏	吉野正芳氏 ⁹	若林健太氏	和田義明氏

■ 派閥・グループ（代表者又は事務総長から聴き取り）

（50音順）

近未来政治研究会	宏池政策研究会	志公会	志帥会	水月会
清和政策研究会	平成研究会	有隣会		

3 聴取事項の内容

本聴き取り調査において聴取した事項は、大要以下のとおりである。

- ・令和2年、令和3年及び令和4年における収支報告書の訂正内容（未了の場合には訂正予定の内容）
- ・平成30年及び令和元年における収支報告書に本来記載すべきであったにもかかわらず不記載となっていた金銭の有無及びその内容
- ・派閥のパーティー券の販売代金に関し、派閥から金銭の還付（以下「**還付金**」という。）があったか否か、及び、派閥に渡されず留保されていた金銭（以下「**留保金**」といい、還付金と併せて「**還付金等**」と総称する。）があったか否か（なお、還付金等についてのシステムの内容は、**下記第2の1**で述べる。）
- ・還付金等が存在していた事実の認識の有無
- ・還付金等が収支報告書に記載されていなかったことの認識の有無、及び、記載されなかった理由
- ・還付金等の管理者・管理方法
- ・還付金等の使用の有無・使途
- ・本件についての所信

⁸ 森まさこ氏については、同氏の配偶者が森・濱田松本法律事務所（令和6年2月現在763名の日本法又は外国法弁護士が所属）に所属していることに鑑み、職務の公正性を担保するために、同事務所内において情報隔離措置を講じるとともに、同氏の聴き取りについては、同事務所所属の弁護士は参加せず、東京八丁堀法律事務所の工藤洋治弁護士が参加した。

⁹ 吉野正芳氏については病気療養中のため、やむを得ず同議員の秘書が代理出席した。

第2 調査の結果

本聴き取り調査の結果は、以下のとおりである¹⁰。

1 還付金等の金額及びそれに伴う収支報告書の訂正状況

(1) 還付金等についてのシステム

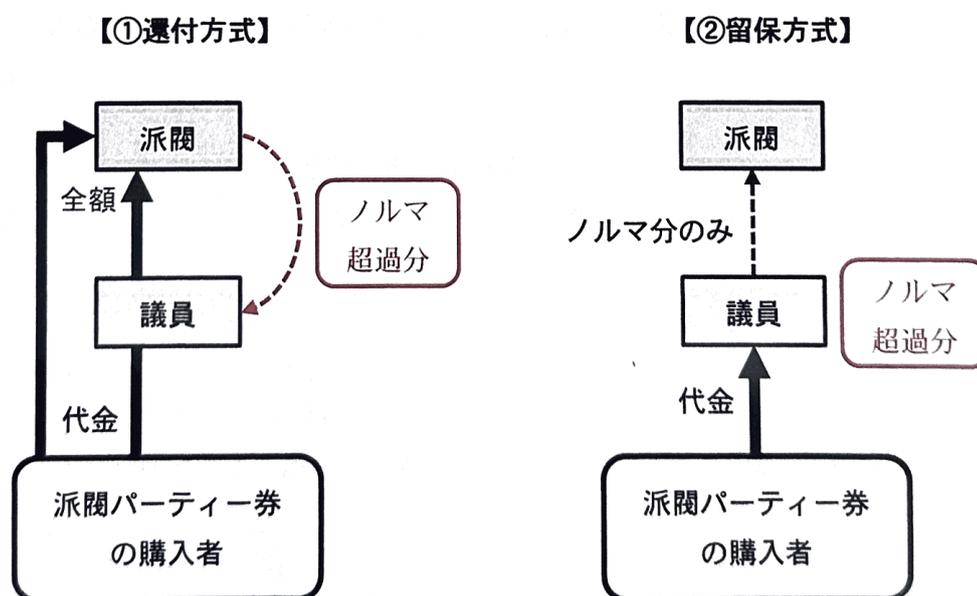
上記第1の2記載の聴き取り対象者のうち現職の議員82名及び支部長3名の85名（以下第2の1から5までにおいて「聴き取り対象者」に言及する場合には、この85名をいう。）の聴き取りにおいては、全ての聴き取り対象者について令和2年から令和4年の間に還付金等が存在することが認められた。

冒頭に、還付金等についてのシステムを簡潔に説明する。

まず、聴き取り対象者の派閥（清和政策研究会又は志帥会）において、派閥のパーティー券の販売について所属議員にノルマが課されていた。

各所属議員がノルマを超えて派閥のパーティー券を販売した場合の金銭の流れには、以下の2つの方式があった。

■ 還付方式と留保方式の比較図



¹⁰ 本調査チームが聴取後に聴き取り対象者から得た情報も加味されている。

①還付方式	<ul style="list-style-type: none"> ・パーティー券の販売代金は、いったん全額が派閥に支払われた後に、ノルマ超過分が派閥から議員側に還付される。 ・(i) 購入者が販売代金を派閥に直接支払う場合（前頁の図の①内の左側の黒矢印）と、(ii) 議員側が購入者から支払いを受けて¹¹、その全額をいったん派閥に支払う場合（同右側の黒矢印）とがある。
②留保方式	<ul style="list-style-type: none"> ・パーティー券の販売代金は議員側で支払いを受けて¹²、そのうちノルマ分だけを派閥に渡し、ノルマ超過分は議員側に留保される。

他方で、各所属議員はパーティー券の販売ノルマを達成できない場合には、ノルマに不足する金額を自ら派閥に支払うこととされていた。聴き取り対象者の中にも、現にノルマが達成できなかった年については、不足金額を派閥に支払っていた旨を述べた者も複数いた。

（２）還付金等の金額

本聴き取り調査によれば、各聴き取り対象者の還付金等は、いずれも、①パーティー券の販売代金のノルマ超過分として派閥から議員側に交付された金銭（「還付方式」）、又は、②ノルマ超過分が議員側に留保された金銭（「留保方式」）であった¹³。

聴き取り対象者のうち、パーティー券の販売代金のノルマ超過分について、派閥から議員側に還付金が交付されていた者（「還付方式」）、議員側に留保されていた者（「留保方式」）、その両方のパターンがあった者（「還付方式+留保方式」）の内訳は以下のとおりである。

＜還付金等の取扱い方式＞

還付方式	留保方式	還付方式+留保方式	計
53名	16名	16名	85名

本聴き取り調査の結果、平成30年から令和4年の各年の還付金等の①最少金額、②最多金額、③全ての聴き取り対象者の総額、④還付金等が存在した人数（85名中何名か）は以下のとおりである。最も右の列は、この5年間における各議員の還付金等の合

¹¹ 議員側で支払いを受ける理由としては、主として、購入者が派閥の口座に直接振り込む方法であると、どの議員による販売分であるかが分からなくなるというものであった。

¹² 議員側で支払いを受ける理由については脚注11と同様である。

¹³ もっとも、年末まで少し間がある時期に、派閥から、ノルマ分全額の販売代金を引き渡すように要請されたため、その後のパーティー券販売も見越して、当該時点でのノルマ不足分を自ら立て替えて支払った後に、ノルマ超過が発生し還付金を受領したため、自ら立替えた分が戻ってきたものと認識していたという事例もあった。

計金額に関する同様の数値である。

なお、最少金額については0（ゼロ）円を除いている。

<各年の還付金等の金額（平成30年～令和4年）>

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	5年間合計
最少金額	2万円	2万円	2万円	2万円	10万円	4万円
最多金額	838万円	1566万円	1016万円	888万円	582万円	3526万円
総額	8333万円	1億2345万円	1億4056万円	1億4049万円	9166万円	5億7949万円
人数	56名	63名	74名	64名	62名	

また、平成30年から令和4年の5年間の還付金等の総額の人数分布は以下のとおりである。

<個人ごとの還付金等の総額>

5年間の合計	人数
4万円～100万円	18名
101万円～500万円	30名
501万円～1000万円	17名
1001万円～1500万円	7名
1501万円～2000万円	7名
2001万円～2500万円	3名
2501万円～3000万円	2名
3001万円～3500万円	0名
3501万円～4000万円	1名
計	85名

(3) 収支報告書の訂正状況

収支報告書の訂正については、85名全ての聴き取り対象者において、自らが代表者を務める政治団体において、還付金等を派閥から政治団体への寄附として、令和2年から令和4年の収支報告書において「訂正した」ないし「訂正予定である」とのことであった。

なお、訂正前から還付金等について収支報告書に別の費目（聴き取り対象者自身からの寄附金や借入金、自らが代表者を務める政治団体のパーティー券収入等）で収入として記載をしており、収入金額の変更を伴わない収入項目の変更としての訂正である旨を述べた者が10名強いた。

2 還付金等についての議員の認識・収支報告書不記載の理由

(1) 「議員自らが還付金等を認識していた」場合

本聴き取り調査の結果、聴き取り対象者のうち、還付金の受領や留保金の留保の当時、「議員自らが還付金等を認識していた」旨述べた者は32名であった。そのうち、「収支報告書に還付金等の記載がないことを認識していた」と述べた者（令和2年から令和4年を通じて別の費目で記載していたと述べた者を除く。）は11名いた。

<還付金等についての議員の認識>

還付金等の存在が認められた者	85名
85名のうち、当時から還付金等を認識していた者	32名
32名のうち、収支報告書に還付金等の記載がないことを認識していた者（令和2年から令和4年を通じて別費目で記載していた者を除く。）	11名

これら11名の聴き取り対象者はいずれも清和政策研究会に所属していた者である。これらの者が「収支報告書に記載しなかった理由」として述べた内容は、以下の例のように「派閥からの指示ないし説明による」といったものであった¹⁴。

- ・派閥事務局から収支報告する必要はないと言われたのを信じていた。
- ・もともと記載したいという思いはあったが、派閥事務局からの記載不要との説明を受けて、記載しなくても合法なのだと認識した。

他方、「当時から還付金等を認識し、収支報告書に別の費目で記載していた」と述べた者は、例えば、以下のように述べている。

- ・秘書によれば、令和2年の受領時に、派閥の事務局から、領収書はいらないと言われた。その際に、派閥の事務局から「収支報告書に記載不要」と言われたという話は聞いておらず、秘書からは計上方法についての相談があった。
- ・派閥からは「収支報告書に記載しないように」と言われていたものの、何らかの記

¹⁴ 本報告書全体を通じ、具体的回答としてカギ括弧や四角囲みにおいて示す内容は、聴き取り対象者の発言を当職らが書き取り、一部匿名化処理を施すなどして整理したものであり、聴き取り対象者が述べた内容の逐語反訳や聴き取り対象者が書面で内容を確認したものである。

載はした方がいいと考え、議員個人からの寄附として収支報告書に記載してきた。

(2) 「議員自らは当時還付金等を認識していなかった」場合

次に、「議員自らは当時還付金等を認識していなかった」と述べた聴き取り対象者 53 名においては、「還付金等が収支報告書に記載されなかった理由」として、「派閥の事務局から秘書等に対し、収支報告書に記載しないようにとの指示、ないし、収支報告書に記載しなくてよいとの説明があった」旨を述べた者は 29 名であった。これらの者はいずれも清和政策研究会に所属していた者である。

<還付金等についての議員の認識>

還付金等の存在が認められた者	85 名
85 名のうち、当時は還付金等を認識していなかった者	53 名
53 名のうち「派閥の事務局から秘書等に対し、収支報告書に記載しないようにとの指示ないし収支報告書に記載しなくてよいとの説明があった」旨を述べた者	29 名

これら 29 名の聴き取り対象者の中には、以下のように「派閥の事務局と秘書等が折衝をしたが、収支報告書への記載は認められなかった」旨を述べた者もいた。

- ・派閥の事務所から秘書に対し連絡があり、連絡に沿って還付金を取りに行き受領したとのことである。秘書から派閥に対し、寄附金として記載したいという申し出をしたが、派閥からは記載しないでほしい、記載すると他の議員に迷惑が掛かると言われた。
- ・担当秘書が派閥事務所に呼ばれて、還付金を現金で渡された。秘書は初めてのことであったので、収支報告書に記載すべきでは、と述べたところ、派閥事務局からは「記載しなくてよい。場合によってはご自身のパーティーのほうに混ぜてもらったらよいのではないか。」と言われた。その後も、秘書から派閥事務局に対して、返還をしたい、記載をしたいと言ったが、派閥側に応じてもらえなかったため、指示に従って記載はしなかったが、秘書は使うと危ないと考えて現金でそのまま保管していた。

(3) その他

以上で述べた以外の「還付金等が収支報告書に記載されなかった理由」としては、「派閥のお金だという認識であった」、「還流という認識がなかったので問題意識もなかった」、「議員本人は認識しておらず、スタッフに任せており、通帳や帳簿のチェックが不十分だったといわざるを得ず、自分たちが汗をかいて集めてきたお金で、派閥のお金という感覚がなかったと思われる」などが挙げられた。

還付金等の存在や収支報告書に記載されていないことを、当時、認識していなかった聴き取り対象者においては、以下のような反省の弁を述べる者があった。

- ・収支報告書のチェックを自分自身でやっていなかったことを反省している。政治不信を招いてしまった。
- ・自身が経理に関与していなかったことを反省している。
- ・日ごろ、お金の増減の確認ぐらいしかしていなかったが、会計の確認の習慣を持っておくべきだったと反省している。
- ・お金のことはあれこれ言うものではないと育ってきて、経理のことは秘書に任せていたが、監督責任を痛感している。

なお、還付金等やこれを収支報告書に記載しない取扱いの始期については、清和政策研究会への聴き取りでは不明という回答であったものの、同派閥に所属していた聴き取り対象者には、「おそらく 30 年くらい前からの慣習がそのまま残ってしまったのだと思う」との推測を述べる者や、「20 数年前の当選後に先輩から聞いたような記憶がある」と述べる者、「10 年ほど前に、派閥（清和研）の事務局から、収支報告書に計上しないでほしいという申し入れが私の事務局に対してあった」と述べる者、「約 10 年前の秘書において、派閥から収支報告書に記載をしないように言われており、その旨議員にも報告があった」と述べる者、「8 年ほど前に秘書にもらっていいお金か確認して秘書に OK といわれて、還付金については秘書に管理を任せていた」と述べる者がいた。これらの内容を勘案すると、清和政策研究会においては、具体的にいつどのようにして始まったのかまでは判然としないものの、還付金等やこれを収支報告書に記載しない取扱いは、遅くとも 10 数年前から行われていた可能性が高い（場合によっては 20 年以上前から行われていたことも窺われる）。また、志帥会においては、同派閥への聴き取りによれば、少なくとも 10 年前からは今の仕組みや処理になっていたとのことである。

3 還付金等の管理者・管理方法

本聴き取り調査の結果、聴き取り対象者のうち、「還付金等を管理していた主体」が

「議員本人（議員本人と秘書が管理していた場合を含む。）」である者は12名であり、その他の73名は「秘書や事務所の経理担当者等」が管理していたと述べた。

＜還付金等を管理していた主体＞

議員本人 (議員本人と秘書が管理していた場合を含む。)	12名
秘書や事務所の経理担当者等	73名
計	85名

また、聴き取り対象者が認識している「還付金等の管理方法」は以下のとおりである。なお、現金の保管場所としては、「事務所の金庫」、「鍵の掛かった事務所の引き出し」、「専用の箱（物理的なボックス）」、「引き出しの中の小さい金庫」といった回答があった。

＜還付金等の管理方法＞

現金	39名
銀行口座	30名
現金及び銀行口座	12名
不明 ¹⁵	4名
計	85名

4 還付金等の使用の有無・用途

本聴き取り調査の結果、「還付金等を使用していた」と回答した者は53名、使用していなかったと回答した者は31名で、残りの1名については「そもそも還付金を受領したことを議員本人及び秘書が認識していなかった」と回答した。「政治活動費以外に用いた」又は「違法な用途に使用した」と述べた者は一人もいなかった。

＜還付金等の使用の有無＞

使用していた	53名
使用していなかった	31名
そもそも還付金を受領したことを議員本人及び秘書が認識していなかった	1名 ¹⁶
計	85名

¹⁵ 不明の4名には「保管方法について秘書に確認していないので分からない」という者が含まれる。

¹⁶ 当該回答者の受領金額は5万円未満である。

「還付金等を使用していた」と回答した 53 名の中には、「支出の全部又は一部について領収証があり、支出についても収支報告書の訂正をする」旨を述べた者も見られた。また、別の費目で収支報告書に収入を記載していた者（**上記第 2 の 1 (3)** 参照）については、「支出は訂正前から収支報告書に記載されていた」と述べる者もいた。聴き取り対象者の述べた「還付金等の主な用途」は、以下のとおりである。

- ・ 会合費
- ・ 研修会の施設経費
- ・ 懇親費用
- ・ 小口現金
- ・ 事務費
- ・ 車両購入費
- ・ 書籍代¹⁷
- ・ 人件費
- ・ 通信費
- ・ 手土産代
- ・ 備品・消耗品費
- ・ 弁当代
- ・ リース代
- ・ 旅費・交通費
- ・ 翌年以降の派閥のパーティー券購入費用

他方、「還付金等を使用していなかった」と回答した 31 名について、「使用しなかった理由」として最も多かったのは「不明朗な金銭だったから」（13 名）との趣旨の回答であった。次に多かったのは「将来のパーティー券ノルマへの備え」（5 名）であり¹⁸、「派閥からの預り金と捉えていたので使っていない」との趣旨を述べる者も 3 名いた。その他は、「何かのときの備え」などである¹⁹。

最も多かった「不明朗な金銭だったから」との趣旨の回答の具体例としては、以下

¹⁷ なお、聴き取り対象者の 1 人である二階俊博氏は、令和 6 年 2 月 14 日までに、本調査チームに対し、令和 2 年 1 月から令和 4 年 4 月にかけて支出した書籍の出版社、書籍名、著者等、単価、冊数等が記載された資料とそれに対応する関連証票（支払代金の領収書や振込明細票：合計 34,722,630 円）を提出した。

¹⁸ **上記第 2 の 1 (1)** のとおり、パーティー券の販売代金のノルマを達成できない場合には、議員はノルマに不足する金額を自ら派閥に支払うこととされていた。

¹⁹ 「他の現金と混在しており、現金を使った場合にどの現金を使ったのかは分からないが残金額から判断するに使用していないと思う」、「政治団体の口座で他の入金とあわせて管理しており、お金に色はないと認識していたため、今回の訂正にあたり使用していないと整理した」といった実質的には使用の有無自体が不明な回答もあった。

のようなものがある。

- ・気持ち悪いと思っていたので使わなかった。
- ・秘書によれば、受領時も、領収書は出しておらず、金額確認と署名のみであり、処理できないお金という認識だった。
- ・秘書が使うと危ないと考えて、受領した現金をそのまま保管していたから。
- ・派閥から記載しなくていいと言われたので「裏金」みたいなものではないかと思ひ、全額残した。疑義がないように「清和研」の文字が入った口座で保管していた。細田氏に返すと言ったし、安倍氏にもおかしいと言った。他の議員も言っていた。
- ・秘書が収支報告書に記載しない金は使えないと判断していたから。

5 本件についての所信・その他

本件についての所信を問う質問について、聴き取り対象者は、様々な角度から、国民の政治不信を招いたことについて謝罪し、反省の弁を述べ、また、国民、地元や支援者等に対し、お詫びを続けている旨を述べた。

また、大半の者が、再発防止を徹底すべきことに触れ、「法律の改正を含めて、成し遂げたい」、「事務所内での監視・チェック体制を強化」、「外部監査を入れるべき」など再発防止策の内容に言及する者も見られた。

加えて、清和政策研究会に所属していた者の中には、派閥幹部が還付金等についての取り扱いを是正することができずに継続をしてしまったこと、及び、本件発覚後の対応・言動に対する痛烈な批判を述べる者も多く、派閥幹部の責任を問う回答も数多く見受けられた。

具体的には以下のとおりである。

【謝罪・反省について】

- ・当選したときからこのような制度となっており、「こういうものなんだ」と思っていた。このような感覚自体が良くないことである。政治家一人一人が心を入れ替え、意識改革がなされるのが重要であると考えている。そのため、私たちの「当たり前」で社会一般にはそうではないことを是正すべきであると考えている。
- ・派閥のミスリードを追認してしまったものであり、政治資金規正法への理解が不十分だったことは否めない。深く反省している。国民に対して、深くお詫びする。
- ・派閥のルールを踏襲したとはいえ、言われるままに唯々諾々と、自分でリーガルチェックせずに来てしまったことは申し訳ない。

【再発防止策について】

- ・一番いけないのはお金と政治の中で国民に不信感を与えたこと。今後こういうことがないように再発防止が必要。
- ・党の政治刷新本部において策定する中身が大切。
- ・秘書の「大丈夫です」という言葉のみで済ませていたことは良くなかった。今後はより透明性を持たせなければならない。
- ・ポストと金との関係は断ち切ったほうがよい。
- ・派閥を解消したが、お金との関係を断ち切るという姿勢が必要。危機感を持っている。
- ・力のある議員に対してもおかしいことはおかしいと言っていないといけないと考えている。
- ・党としてのガバナンスの問題でもあると考えている。
- ・還付金を現金で渡していた点を含めて、透明性の点でも改善すべき点が多々ある。

【返金について】

- ・派閥に返金しようとしているが、まだ手続が分からないと言われているので早く決めて欲しい。
- ・還付を拒否したのに受領するように押し付けられた議員、返還しようとして安倍総理²⁰が了承したのに実現しなかった議員もいる。
- ・派閥に返金したいと思っている。清算後の残金は災害への寄附などに使ってもらいたい。

【派閥執行部について】

- ・派閥なら派閥らしく、トップが腹を据えるべき。
- ・安倍総理が還付は止めると決定しながら、結局、還付が行われたのが残念。誰がその決定をしたのかについては、誰も語らない。
- ・派閥の若手議員よりも重鎮議員の方の危機意識が低かった。
- ・派閥の上に立つ人間が責任をとらないといけないと思う。
- ・安倍さんが還流しないと宣言していたことは確実で、誰が復活させたのか。議員総会でかなりの人数が言ったが答えない。
- ・令和4年に安倍総理が、この問題を無くそうとされた。そして、還付をしないという話であったのに、そのあと、方針が変わって、返ってきてしまった。安倍総理が止めるといった制度を復活させた幹部の責任問題である。

²⁰ カギ括弧や四角囲みにおいて示す内容については、脚注14のとおりであり、呼称は聴き取り対象者の発言を元にしており、そこで用いられている役職等は必ずしも当時の役職等を意味するものではない。

- ・派閥の総会で、誰も責任を取ろうとしない。令和4年4月に安倍さんが止めると仰ったのに、その後に復活したのだから、その方針を覆した人がいるのではないか。誰かがけじめをつけないといけない。
- ・組織としてのけじめはつけられない。誰がつけるのかというと固有名詞は言いづらいが、派閥の代表であったり、執行部ということになる。
- ・派閥の事務総長など運営に携わった人がもう少し早く対応していたら別の結果になったと思う。
- ・派閥の幹部の先生方は、細田会長や安倍会長に不記載を止めて記載すべきという上申をすることができたはずであり、幹部が不記載を止めようと動くべきだったと思う。幹部の責任は重いと思う。このような慣習が続いていたことについて、幹部の先生方に憤りを感じている。
- ・派閥幹部の方々について、知らないところもあったとは思いますが、この問題が大きくなってきたところの対応には問題があったのかもしれないと思っている。
- ・派閥の幹部の皆さんに対して、批判する言葉も聞くが、私たちは改善の提案をしてこなかったという負い目がある。派閥の幹部だけの責任にするということを是とするものではない。
- ・派閥に属している者からすると、派閥から記載すると言われてものを記載するわけがない。
- ・派閥が不適切な処理をしているとは思ってもよらなかった。言い訳にはならないが、派閥の一会員は、派閥から指示されると、そこから外れたことはできない。
- ・党から提供される金銭のみだけでは活動を続けられない政治家が、私を含めていたのだと思う。そのため、結果的に派閥がそのような政治家を助けてくれていた側面はあった。しかし、収支報告書への記載については、正しくしておけばこのような問題とならなかった。そのような扱いを行ったことが問題であったと考えている。

【資金難について】

- ・自民党には、政治にお金がどれだけかかるかということをしっかり表に出して欲しい。選挙区内の移動にお金が非常にかかるが、そういうことは表に出ない。
- ・事務所の経営が厳しかったので、秘書が頑張って売ったのではないかと思う。
- ・パーティーを実施しないと人件費を賄うことができない。

6 各派閥・グループの訂正状況等

各派閥・グループの令和2年から令和4年の収支報告書におけるパーティー収入に係る収入の増額訂正の額（すなわち、訂正前は未計上だったパーティー収入の額）と、当該収入額が未計上だった原因は、以下のとおりとのことであった。

	パーティー収入の 増額訂正の額		当該収入額が未計上だった原因
近未来政治 研究会	令和2年	0円	—
	令和3年	0円	
	令和4年	0円	
	合計	0円	
宏池政策研 究会	令和2年	8,960,000円	・所属議員が売った派閥パーティー券のうち、誰が売ったか分からないものが、収入額の計上の際に漏れていた ²¹ 。 注) 支出項目において、各議員（の政治団体）への寄附金についての訂正はない。
	令和3年	0円	
	令和4年	0円	
	合計	8,960,000円	
志公会	令和2年	0円	—
	令和3年	0円	
	令和4年	0円 ²²	
	合計	0円	
志帥会	令和2年	92,800,000円	・所属議員が売った派閥パーティー券の売上のうち、各議員のノルマ超過分として、派閥から各議員に対して還付し、又は各議員側で留保された金額のうち、派閥の収入として計上していないものがあつた ²³ 。 注) 支出項目においては、還付方式の議員への寄附金はもともと計上されて
	令和3年	19,702,417円	
	令和4年	23,638,692円	
	合計	136,141,109円	

²¹ 同じ原因で、平成30年に13,220,000円、令和元年に8,410,000円の各収入が未計上だったとのことである。

²² なお、令和4年もパーティー収入の増額はないが、同収入を1,800,000円減額する一方で、政治団体からの寄附を1,800,000円増額する訂正がされている（収入の合計額は変わっていない。）。

²³ 同じ原因で、平成30年と令和元年にも収入の未計上があり、両年の支出の未計上分との差額73,622,445円について、令和2年の繰越額として訂正をしたとのことである。

		いたとのことであり、本聴き取り調査の対象となった同派閥の議員6名(留保方式又は両方式併存の議員)らの政治団体に対する寄附金が、今回の訂正で追加されている。
水月会	令和2年 0円 令和3年 0円 令和4年 0円 合計 0円	—
清和政策研究会	令和2年 161,210,000円 令和3年 171,850,000円 令和4年 102,820,000円 合計 435,880,000円	・所属議員が売った派閥パーティー券の売上のうち、各議員のノルマ超過分として、派閥から各議員に対して還付し、又は各議員側で留保された金額を、派閥の収入として計上していなかった ²⁴ 。 注) 支出項目においては、還付方式だった者を含め、本聴き取りの対象となった同派閥の議員・支部長らの政治団体に対する寄附金が、今回の訂正で追加されている。
平成研究会	令和2年 0円 令和3年 20,000円 令和4年 2,780,000円 合計 2,800,000円	・前年開催の派閥パーティー券の販売代金が年を越えて入金されたものを見落とし等。 注) 支出項目において、各議員(の政治団体)への寄附金についての訂正はない。
有隣会	令和2年 0円 令和3年 0円 令和4年 0円 合計 0円	—

上記に関連して、以下の点を補足する。

① 志帥会及び清和政策研究会において、派閥パーティー券の販売代金のうち各議員

²⁴ 同じ原因で、平成30年と令和元年にも収入の未計上があり、両年の支出の未計上分との差額750,212円について、令和2年の繰越額として訂正をしたとのことである。

のノルマ超過分が、「派閥の収支報告書」に記載されていなかった理由については、議員である各事務総長においてはいずれも把握していないとのことであった。

一方、事情を知っている可能性がある両派閥の各会計責任者（いずれも東京地検特捜部により政治資金規正法違反の虚偽記載の罪で起訴されており、刑事公判を控えている。）は、今回の聴き取り調査への同席がなかった。

- ② **上記第2の2**のとおり、清和政策研究会に所属していた議員・支部長の多くから、「各議員の収支報告書」においてノルマ超過分を収入として記載していなかった理由について、同派閥の事務局から議員サイド（秘書等）に対して「収支報告書に記載しなくてよい」等の指示・説明があったからであるとの回答があった。中には、そうした指示・説明等があった際に、派閥の事務局から「派閥において記載しないので、議員においても記載しないでもらいたい」「大丈夫だから」等と言われたとの回答も複数あった。

一方、今回の聴き取り対象者のうち志帥会の議員においては、派閥から議員サイドに対してそうした指示・説明等があったとの回答はなかった。

- ③ 清和政策研究会の議員からは、派閥からノルマ超過分の還付を受けた際に議員の秘書が領収書を渡そうとすると、派閥の事務局から領収書の受領を拒絶されたとの回答が複数見られた。

一方、志帥会においては、派閥の事務局において、ノルマ超過分を還付する際にこれを受領する議員の秘書等から、派閥からの寄附としての領収書を必ず徴収していたとのことであった。

- ④ 清和政策研究会における還付方式では、派閥から各議員の秘書等に対して「現金を手渡しする方法」によりノルマ超過分が還付されていたようであり、同派閥の収支報告書においては、還付方式・留保方式を問わず、ノルマ超過分に係る各議員への寄附金はいずれも記載がされていなかったとのことであった（この結果、同派閥においては、本聴き取り調査の対象者は79名に上った。）。

一方、志帥会における還付方式では、派閥からのノルマ超過分の還付は、「各議員の指定口座への振込送金の方法」により行われていたとのことであった。そして、還付方式による還付金については、同派閥の収支報告書において、もともと各議員に対する寄附として支出項目に記載がされていたとのことであった（この結果、同派閥においては、本聴き取り調査における対象者6名はいずれも留保方式又は両方式併存であった。）。

第3 本聴き取り調査を踏まえた当職らの再発防止に向けた提言

本聴き取り調査の中で、多くの対象者が述べたように、本件による政治不信は深刻を極める。このような事態の再発を許さない法改正が強く望まれることは言うまでもない。

この点については、連座制の是非、企業献金や政治資金パーティーの在り方、あるいは、政党のガバナンスなど、自民党内ではもちろん、他の政党・有識者においても旺盛な提言がなされており、国民的な議論の中で解決されていくことと思料し、当職らが、大上段な意見を振りかざすことは差し控えたい。

しかし、コンプライアンスを職務とする弁護士として、また、91名に及ぶ議員らの発言を直接聴き取った党外の者として、聴き取り調査を通じて得られた考えを率直に記すことが、我が国の政治が悪しき「カネ」と訣別し、民主主義を健全に発展・機能させていくことの一助となればという考えから、以下のとおり提言する。

1 妥協なき法令遵守の継続と違反に対する厳罰化

当職らが、最も重く捉えたのは、議員やその秘書等のスタッフ（以下単に「秘書」という。）において、還付金等の収支報告書の記載の在り方に対し、疑問や違和感を有していた者が相当数いたにもかかわらず、それを根本的な是正の端緒とできなかったことである。

やましいお金ではないのか？、収支報告書に記載しなくてよいのか？という葛藤の中で、派閥の担当者と問答になり、また、何とか返金しようとした者すら存在する。中には、苦肉の策として、自らの政治団体の収支報告書に別の項目で記載をした者もいるし、不明朗な金銭であるとの気持ち悪さから手をつけなかった者も多い。

しかし、議員や秘書というプロフェッショナルが、問題意識を持ちながらも、収支報告書に全く記載されず「裏金」として使用可能な金銭の招来を防ぐことができなかったことは、重大である。とりわけ、清和政策研究会において、令和4年に本件を是正する動きがあったとする回答が多数認められることからすると、当時の幹部が何らかの問題意識を持っていた可能性は払しょくできない。

なぜ、多くの者が問題意識を持ち、葛藤や疑問、あるいは、是正の契機があったにもかかわらず、この問題を断ち切れなかったのであろうか。

その原因は、一人一人の議員・秘書において、法令違反やコンプライアンス上グレーな状況を把握した際に、本当にこのやり方で良いのか、霧を晴らす術はないのかを妥協なく追求する姿勢が徹底できなかったことにある。

そして、疑問や違和感を突き詰め、そこから逃げない姿勢は、ルールを学ぶだけの通り一遍の研修では生まれない。民主主義のプロセスを担う国会議員に求められる高い危機管理能力を身に着けるための研鑽の機会に加え、この国をより良くしたいという志を果

たしていくために必要な行動原理を相互に確認し、外部専門家も交えて徹底的に議論する場を定期的に持つことが求められる。

同時に、こうした法令遵守に向けた徹底した営みの下にあっても、不正が生じないことを前提とした組織運営は妥当ではない。人の弱さや性悪説に立脚し、不正に対する十分な抑止力を設けることが必要となる。抑止力の手法は様々であるが、とりわけ「政治とカネ」に関する不正行為に厳罰を科していくなど党としてペナルティを強化していくことは、国民の信頼回復のためにも不可欠である。

そして、当職らがこれまで見てきた、不正・不祥事から立ち直ろうと懸命にもがく企業や組織から得られる教訓は、「継続」の重要性である。「そんなことをやって意味があるのか」という内外の声に怯まず、不断の見直し・改善とともに、研修やルール作りという地味なコンプライアンス活動が続けることが、風化のリスクや変化の激しい時代を超えて、再発を防止する無二の方法である。

2 声を上げることへの称賛の実践と外部窓口の設置

派閥の指示・指導があったとしても、それが誤っている場合には、自らの責任で立ち向かう。それが国民の期待する国会議員像である。

しかし、どのような組織においても、ある種の上下関係が生じることが不可避であることも事実であり、その結果、上の者に対する畏怖や忖度（そんたく）から指摘されるべきことが指摘されないと、不正は重症化する。

実際に、本聴き取り調査を通じて、派閥に言われたら従わざるを得ないとの声が、とりわけ若手議員から多く聞かれた。当選回数による序列や人事への懸念から、若手議員が意見しにくい閉鎖的な組織風土が派閥内に生まれてしまっていたのではないかと。

このことは、「国会議員」という地位を持たない秘書においてはより深刻であり、派閥の事務局や先輩秘書の意向に従わざるを得なかったという事例が数多く見られた。

閉鎖的な組織風土の根治は一朝一夕で成るものでも、特効薬があるわけでもない。自民党の幹部や先輩議員が、地道に、若手の議員・秘書の声を傾聴する姿勢を持ち続ける必要がある（「議論に上下なし」）。反対意見・耳ざわりな指摘こそが議論を深めるものであるとして真に称賛し、サポートする行動の実践が求められる。こうした実践が持続しなければ、悪しき上下関係や物が言いづらい雰囲気は、派閥を解散したとしても、早晚、別の形で蔓延してしまう。

また、声を上げる手段の多様化・オープン化も欠かせない。追い詰められた秘書や若手議員でも拠り所とできる外部通報窓口の設置も有効な手段である。令和4年に施行された改正公益通報者保護法の内容にも表れているとおり、肝心なのは、窓口の信頼性（秘密が漏れないこと、通報者特定の絶対防止、バイアスの排除）と、窓口への情報提供を「密告」ではなく、「内なる真の声」と捉える意識改革である。

3 適正なモニタリングとトレーサビリティの確保

多くの聴き取り対象者が異口同音に述べたのは、秘書などのスタッフへの任せきりという実態を恥じ、しかるべき責任を果たせていなかったという自己批判であった。

あらゆる組織で、部署や部下への委任が、チームワークの源となっていることは言うまでもない。しかし、適正なモニタリングを欠いた委任は、リーダーシップの放棄にほかならない。定期的に報告を得て、フィードバックを欠かさないという基本に立ち返った業務運営が求められる。

加えて、モニタリングを適正に実施するためには、対象となる記録やエビデンスがしっかりと保全されていること、すなわち、トレーサビリティの確保が前提となる。その実現のためには、膨大な資料・情報を効率的に処理し、そのプロセスを可視化する必要があるところ、業務のデジタル化をさらに推進することが有効と考えられる。

また、半数を超える聴き取り対象者が還付金等を現金で保管していた。現金は、その存在や使用状況を十分に事後検証することができず、トレーサビリティが確保されづらい。不透明さを生む現金が、不正の温床であることを再認識し、口座振り込みの徹底（現金授受の排除）、一定額以上の金銭の口座管理を義務付けるなどの取り決めが求められる。

最後に、こうした適正な業務の在り方の議論とその実践のいずれにおいても、身内の論理が国民の目線に優先することを防止し、透明性・客観性が強固に確保されるために、「自民党外の目」を取り入れることが不可欠であると思料する。

冒頭述べた趣旨での当職らの提言は以上のとおりである。

今回の問題については、国民の政治に対する不信を招いたことも大変遺憾であるが、派閥とカネが渦巻くイメージにより、国会議員という職業に対する若い世代の希望や憧れを砕いたという側面もぬぐえない。そうした失望を拭い去る意味でも、本件に関係する個々の議員において、自らが知る限りのことを詳らかにし、更なる説明責任を果たしていくことが求められる。有望な次世代の中から、国会議員となってこの国を支えたいという高い志を有する多くの若者が出てくるような、希望を持てる党作りを強く祈念したい。

以上